

農薬の残留基準が変更になります。

食品安全基本法に基づき食品安全委員会が農薬のヒトに対する健康への影響についてリスク評価を行い、厚生労働省がその評価結果に基づき食品中の農薬の残留基準値を設定します。これらの審査により安全性が確認された後、農林水産省から農薬としての使用が許可されます。



▼農薬使用許可までの流れ



一日摂取許容量: ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的見地からみて健康への悪影響がないと推定される一日当りの摂取量

急性参照用量: ヒトがある物質を24時間又はそれより短時間経口摂取した場合に健康に悪影響を示さないと推定される一日当りの摂取量 (新たに追加された基準)

その結果、農薬の残留基準値等が順次変更されることにより、**使用方法や適用作物が変更になる農薬** (既に変更された農薬としてオルトラン剤・ジェイエース剤など) があります。

このことを踏まえJA大阪北部では、組合員をはじめ、現在地元の朝市や直売所へ野菜などを出荷・販売されている方、また今後予定されている方へ、下記のとおり講習会を開催いたします。

「安心・安全」な農産物を提供する上で重要であり、正しく理解していただくことを目的とした講習会ですのでみなさま多数のご参加をお待ちしております。

講習会開催日程

開催日時		支店	開催場所
2月16日(月)	午前10時～	能勢・東郷	能勢営農経済センター 会議室
2月16日(月)	午後2時～	豊能	豊能支店 会議室
2月23日(月)	午前10時～	櫻井谷	櫻井谷支店 会議室
2月23日(月)	午後2時～	麻田・小曾根・庄内	麻田支店 会議室
2月24日(火)	午後2時～	萱野・箕面・豊川	みのお市民活動センター 多目的室
2月25日(水)	午後2時～	南豊島・服部穂積	南豊島支店 会議室
2月27日(金)	午前10時～	細河	細河支店 会議室
2月27日(金)	午後2時～	池田	池田支店 会議室